

陳情の結果

九月定例会で審議されました陳情は次のとおり決まりました。

採択

陳情第60号 民事法律扶助事業についての陳情

陳情第61号 青少年健全育成基本法の制定に関する陳情

陳情第62号 横浜地方裁判所相模原支部についての陳情

陳情第58号 「有事法制関連三法案に反対の意見書を政府及び関係機関にあげて下さい」の陳情

陳情第59号 東海地震が過ぎるまで浜岡原発の運転一時休止及び中部電力への費用補填を求める意見書の提出についての陳情

陳情第63号 コミュニティセンターの運営が時代の趨勢である、地域住民に透明性を確保し、座間市当局が違法性なる運営を反省し、運営費は全て市民の血税であることから、収支に関する帳票はすべて市役所に置き、監査や公文書公開の対象とし、人件費は各職員に銀行等の口座に入金することを市当局に求める陳情

陳情第64号 市民の代表・議会で満場一致可決した「コミュニティバス運行について」の提言、や市当局が突然実施した「福祉バス」の現況資料も提出しない不可解な「コミュニティバス運行計画等懇話

会」を改め、市民のために速やかにコミュニティバスの実現を議会の名において、市長に求める陳情

継続審査

陳情第27号 ごみの分別収集の回数を増やしていただくための陳情

陳情第34号 学校給食において、アルマイト食器から安全であたかみのある食器へ切り替えるよう願う陳情

陳情第36号 学校給食における食器洗浄を複合台けん(合成洗剤)から、石けん使用へ切り替えていくよう願う陳情

陳情第54号 少人数学級または副担任制実現に向けての陳情

陳情第65号 平成十五年度固定資産の評価替えにあたっての陳情

陳情第28号 教科書採択についての陳情

陳情第57号 医療保険制度改革に関する陳情

陳情第65号 平成十五年度固定資産の評価替えにあたっての陳情

陳情第54号 少人数学級または副担任制実現に向けての陳情

陳情第65号 平成十五年度固定資産の評価替えにあたっての陳情

陳情第28号 教科書採択についての陳情

陳情第57号 医療保険制度改革に関する陳情

陳情第65号 平成十五年度固定資産の評価替えにあたっての陳情

陳情第54号 少人数学級または副担任制実現に向けての陳情

陳情第65号 平成十五年度固定資産の評価替えにあたっての陳情

陳情第28号 教科書採択についての陳情

陳情第57号 医療保険制度改革に関する陳情

陳情第65号 平成十五年度固定資産の評価替えにあたっての陳情

陳情第54号 少人数学級または副担任制実現に向けての陳情

陳情第65号 平成十五年度固定資産の評価替えにあたっての陳情

決議・意見書を可決

議会では九月定例会で次の決議・意見書を可決し、直ちに関係機関へ提出しました。

米国の未臨界核実験に強く抗議する決議

米国では、二〇〇二年八月二十九日ネバダ州のネバダ核実験場で、今年三度目となる未臨界核実験を実施した。米国の未臨界核実験は一九九七年以来十八回目で、プッシュ政権下では今年六月に続き五回目である。

米国が、核実験に反対する国際世論を無視し未臨界核実験を強行したことは、極めて遺憾である。

核不拡散条約(NPT)締結国際会議は昨年五月、核廃絶への明確な約束を行い、同九月の国連ミレニアムサミットでは、核兵器を含む大量破壊兵器がもたらす危険の根絶を追及していくこと、についてミレニアム宣言が採択されており、核実験の強行はこれら恒久平和を願う国際世論に逆らった行動である。

核兵器廃絶と恒久平和の実現は、被爆国日本の国民共通の悲願である。よって、本市議会は米国が強行した未臨界核実験に強く抗議するとともに、核兵器廃絶を強く求めるものである。

米国のイラク攻撃に反対する決議

プッシュ米大統領は、国連をつつじたイラク制裁の協定を行つたしながらも、フセイン政権打倒のため米国単独でイラクへの先制攻撃を行つ方針を公然と明らかにしている。

国連憲章は、侵略が発生したさいの自衛反撃以外には個々の加盟国による武力行使を強く禁じている。

プッシュ米大統領が宣言している先制攻撃は、それ自体が国連憲章を根本から蹂躪するものである。

一方、国際社会が国連と連携し、イラクに大量破壊兵器の公正な査察を受け入れさせる努力を最優先させるべきである。

よって、本市議会は米国に外交努力と自制を求めるとともに、米国のイラク攻撃に強く反対するものである。

北朝鮮による拉致事件の真相解明などを求める決議

「日朝共同宣言」が調印され、国交正常化交渉の再開が合意されたことは、重要な前進の一步である。

しかし、首脳会談の中で北朝鮮が、日本人の拉致を行い、その中で四人の生存、八人の死亡、一人の行方不明が発表されるといふ重大な事実が明らかになった。

本議会は、全員の生存を念願していたが家族の気持を思うにつけ、拉致事件への強い憤りを感じるとともに、拉致事件は日本の主権が侵害された許すことのできない国際犯罪であり、厳しい抗議の態度を表明するものである。

政府は、北朝鮮政府に対して、生存者の早期帰国、拉致問題が発表された以外にもあるかどうか、拉致被害者などのような扱いを受けたのか、死亡の真因は何か、拉致犯罪の責任者はだれなのかなどの拉致問題の事実経過と全容解明、責任者への厳正な処罰と被害者への謝罪と補償などを求めるべきである。

よって、本市議会は、政府に対して、拉致事件の真相解明と北朝鮮政府の責任、補償の要求に尽力するよう強く求めるものである。

地方交付税の充実確保に関する意見書

現在、地方自治体は積極的に行政改革に取組み、効率的な行政体質の構築に努めているが、その財政運営は長引く景気の低迷による税収減や景気対策に伴う公債負担の増加などにより危機的な状況にある。

その一方で、少子・高齢化の進展に伴う地域福祉策の推進、循環型社会の構築に向けた環境施策の推進、生活関連社会資本の整備、防災対策、地域振興対策など、地方自治体は多様化する住民の行政需要に取り組んでいく必要がある。このような状況において、真に地方分権に資するものである観点から、地方への税源移譲がされるまで地方交付税の充実確保を図っていくことが極めて重要である。

ついては、平成十五年度税制改正をはじめ、地方分権の一層の推進を図るため、特に下記事項について実現されるよう要望する。

一 地方交付税は、財政機能と財源保障機能を堅持し、地域の実情を十分踏まえ、地方行政の運営に支障がないように所要総額を確保すること。

二 地方自治体が担う福祉教育の標準的な水準を確保するために国庫支出金は維持すること。

三 国と地方の役割分担を踏まえた国から地方への税源基盤の脆弱な地方公共団体に対しては、地方行政運営に支障がないよう地方交付税の充実など特段の配慮を行うこと。

再びキャンプ座間焼却炉のダイオキシン問題の公表を求める意見書

去る平成十四年六月二十一日、座間市議会は「キャンプ座間焼却炉のダイオキシン問題の公表を求める意見書」を全会一致で採択し、以下の点について早急にその事実を公表するよう求めたものである。

一 一九九九年・二〇〇一年までの焼却炉排ガスのダイオキシン調査結果を明らかにすること。

二 キャンプ座間内にある焼却灰最終処分場のダイオキシン調査結果を明らかにすること。

三 焼却灰最終処分場の構造基準が、日本の現行法令に適合しているかどうかを明らかにすること。

四 焼却灰最終処分場の排水対策について、明らかにすること。

五 現在行われているキャンプ座間焼却炉のダイオキシン対策工事について、工事期間中のごみ処理について、どのように行っているのか明らかにすること。

しかし、現時点において公表されたのは、一項目についてのみであり、二・五の項目については公表されていない。

先の意見書においても述べられているが、本市の水道水源の八十五％は地下水に依存しており、キャンプ座間が所在する地域は地下水の上流域にあたるため、市民の生命・健康への被害が大いに懸念されることである。

よって本市議会は、再び上記の二・五の項目について、早急にその事実を公表するよう強く求めるものである。

介護保険制度の改革を求める意見書

平成十二年度からスタートした介護保険制度は、本年度三年目を迎えたが、介護サービス利用者の着実な増加が示すように、制度の着実な普及と発展が見られる反面、当初懸念されたような問題をはじめ想定外の諸問題などが浮き彫りになりつつある。

最近の介護保険に関する各種調査や、地方自治体及び民間介護保険事業者等の意見や要望等から明らかになりつつある問題点とは、以下のように要約される。

第一に、介護保険利用者の施設志向がより顕著になっており、多くの特別養護老人ホーム等の介護施設において、入所希望者・入所待機者が激増していること。

第二に、施設利用者の入所長期化が進み結果として特養の老人病院化、老人保健施設の「特養化」等が進行し、各施設の役割の混在や機能の不明確化が進んでいる。

第三に、施設志向の激増の理由は、要介護者の増加、医療機関からの移動及び介護保険利用の権利意識の向上等々があるが、基本的には施設介護と在宅介護間のコストや負担の格差によるものと考えられる。

第四に、在宅サービスにおいては、ショートステイ不足が目立ち、リハビリ体制の欠如と相まって、何ヶ月からの予約が必要であり、緊急入所が困難な状況にある。

第五に、農山村等の過疎地においては、施設や事業者の進出が難しく、保険あつてサービスなしの地域も多い。

その他、様々な問題点があるが、地方自治体においては施設整備や在宅サービスの充実が直ちに高齢者の保険料に跳ね返ることを懸念しており、次期介護保険事業計画策定に向けて慎重な検討が重ねられている。また国に対し低所得者対策や介護予防事業の強化・充実を望む声が多い。

よって、政府においては、次の介護保険制度改革を視野に入れ、以下の施策の確立を図るべきである。

一 施設へのニーズが激増している以上、これに対応する必要があるが、その質を確保しつつ既存施設及び各種新設施設の整備を促進すること。そのため

のきめ細かな助成を行うこと。

二 在宅介護の充実と家族介護の負担軽減を図る必要があるが、そのため在宅介護報酬の改善や過疎地等への特別加算の引き上げ等を図るとともに、ショートステイ及びリハビリ体制の充実と、そのための人材養成を強力に進めること。

三 介護予防の充実を図るとともに、一部の訪問介護利用料が三％となっている軽減策(平成十六年度まで)を含め、利用料の十％一律負担から所得に応じた段階的負担にするなど、低所得者の負担軽減の抜本策を講ずること。

そのための国の助成策を確立すること。

四 国庫負担分の二十五のうち調整費五％を別枠化し、全体として三十％に拡大すること。

五 要介護認定の更新期間六ヶ月から一年に延期するなど、制度の効率化を推進すること。

奨学金制度の拡充を求める意見書

長引く不況によるリストラや給与カットなどにより、所得の喪失や大幅減少などを強いられる世帯が数多く発生している。そのため、高校・大学の中退や大学等への進学を断念を余儀なくされるケースがここ数年、高水準で推移している。

日本育英会を中心とした我が国の公的奨学金制度は年々充実し、平成十年

度の貸与人数約四十九万九千人から平成十四年度には七十九万七千人まで拡大している。

平成十一年四月にスタートした大学、短大、専修学校(専門学校)等を対象にした新しい有利息奨学金(きほつ21プラン)の貸与人数は七万七千人まで旧制度だった平成十年年度に比べ平成十四年度は約四倍の三十九万二千人まで拡大した。

また保護者の失業や死亡、事故などによる家計急変があった場合に貸し付ける「緊急採用奨学金制度」(無利子)も年間約一万人の利用に備え、随時、申し込みができるようになった。

しかしながら、政府の特殊法人等整理合理計画(平成十三年十二月閣議決定)により、特殊法人日本育英会の廃止決定により、我が国の公的奨学金制度が廃止または改悪されるのではないかと懸念もあるが、幸い、遠山文部科学大臣は、これを明確に否定し、新しい組織の下でさらに公的奨学金制度を充実させると明言している。

政府においては、大学生総数の約二倍規模の奨学金提供がある英国や、国と民間が多様な奨学金を手厚く提供している米国等に比較し、わが国は